

「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」改定案に対する  
意見の概要及びそれに対する考え方

〔 意見募集期間:令和5年6月14日(水)～同年7月14日(金)  
案 件 番 号:110200059 〕

提 出 意 見:6件(事業者等3件、弁護士1件、個人1件、無記名1件)

本改定案全体について

番号	意見の概要	考え方	修正の有無
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>「携帯電話端末の廉価販売に関する緊急実態調査」（令和5年2月24日公正取引委員会）を踏まえ、本指針が改定されることに賛同する。</li> <li>本改定により、問題となる行為の具体的な想定例が追加されるなど、独占禁止法と電気通信事業法それぞれに関する基本的な考え方や問題行為等について事業者等の理解が更に深まることが期待される。</li> <li>これにより、電気通信事業分野における公正かつ自由な競争がより一層促進されると考える。</li> </ul> <p style="text-align: right;">【事業者】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>賛同の御意見として承ります。</li> </ul>	無

本改定案Ⅱ第3の3（2）ア②（注51）について

番号	意見の概要	考え方	修正の有無
2	<p>&lt;セット提供等に係る行為について&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本記載の追記の趣旨について「当該補填分を除いて当該費用を算定する。」とは、当該補填がなされていないものとして当該費用を算定する、との趣旨でよいか明確にさせていただくよう要望する。</li> <li>仮に、上記趣旨の理解でよい場合、以下の公正取引委員会の考え方との整合性はどのように理解すればよいか、考え方を明確にさせていただくよう要望する。</li> </ul> <p>① 「「不当廉売に関する独占禁止法上の考え方」等の改定について」（平成21年12月18日公表）における「「不当廉売に関する独占禁止法上の考え方」改定案等に対する意見の概要とこれに対する考え方」のうち、「1 不当廉売に関する独占禁止法上の考え方」の「番号9」に記載された「ユニットが一体として価格が設定され、供給されていると認められる場合には、ユニットを「商品」としてみる」との「考え方」</p> <p>② 「携帯電話端末の廉価販売に関する緊急実態調査」（令和5年2月24日公表）の「第5 独占禁止法及び競争政策上の考え方」1（1）アにおいて示されている「（前略）専ら通信契約を伴わずスマートフォンを消費者に販売している事業者（中古端末取扱事業者、家電量販店等）が現に存在し</p>	<p>&lt;セット提供等に係る行為について&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>注51の追記部分の「当該補填分を除いて当該費用を算定する」とは、電気通信役務と他の商品・サービスそれぞれについて、その「供給に要する費用」を算定する場合に、補填分の金額を考慮しない（つまり、補填が行われる前の状態で算定する）との趣旨で用いています。そのため、電気通信役務と他の商品・サービスをセット提供する場合に、電気通信役務の提供による収入で他の商品・サービスの供給に要する費用を補填しているときは、常に、当該補填分を除いて当該費用を算定するという趣旨ではありません。</li> <li>本指針は、従来、電気通信役務と他の商品・サービスをセット提供する場合に、「一般的には、電気通信役務と他の商品・サービスそれぞれについて、その供給に要する費用を算定する」との考え方を示しており、他方で、セット提供する電気通信役務と他の商品・サービスが一体不可分で供給され、一つの市場を形成している</li> </ul>	無

番号	意見の概要	考え方	修正の有無
	<p>ていることや、端末については、独立した商品として価格が設定され、供給されていることを踏まえると、端末の販売については、通信料収入と別個にコスト割れを判断することとなる」との考え方（ユニットとしてみる場合や、逆に別個にみる場合について、その前提が併せて示されている点）</p> <p>③ 「バンドル・ディスカウントに関する検討会」報告書（概要・ポイント）（平成28年12月14日公表）で示された「割引総額帰属テストの考え方はセーフハーバーであって、当該テストを満たすことによって、直ちに違法性が推定されるわけではない」との考え方</p> <p>&lt;電気通信事業法における規制との関係について&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>今回の端末販売に関する規律や考えは、電気通信事業法と独占禁止法それぞれにおいて、競争への影響や利用者への影響に鑑み設けられたものと認識している。</li> <li>その際、電気通信役務と端末設備をセット提供する場合においては、電気通信事業法第27条の3における規律により、電気通信役務から得られる平均的な利益の額を上限として端末設備の割引の上限額が規制されている中で、独占禁止法においては電気通信役務と端末設備の収支は個別に算定するとの考えが示されているところ、電気通信事業法と独占禁止法が相反する考えを採っていることから、事業者が事業運営を行う上で、不透明感が生じることとなり懸念があると考え。</li> </ul> <p style="text-align: right;">【事業者】</p>	<p>などの事情が認められる場合には、電気通信役務と他の商品・サービスをセットで、すなわち、合算して「供給に要する費用」を算定することとしてきており、今回の改定でも、当該考え方を何ら変更したものではありません。したがって、御意見中の「①」「②」と異なる考え方を記載したものではなく、御意見中の「③」の「割引総額帰属テスト」の考え方を採用したものではありません。</p> <p>&lt;電気通信事業法における規制との関係について&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>端末販売市場、通信サービス市場それぞれにおいて、公正かつ自由な競争を促進するという考え方は、電気通信事業法と独占禁止法に共通したものです。</li> <li>なお、「携帯電話端末の廉価販売に関する緊急実態調査」でも考え方を示したとおり、端末の販売に係る収支の赤字を通信料収入等から補填すること自体が直ちに独占禁止法上問題となるわけではありません。</li> </ul>	有無
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>注51の追記に反対であり、削除又は修正を求める。複数の商品・役務をセット提供する場合の廉売行為については、いわゆるバンドル・ディスカウントの問題と、不当廉売の問題があるものと理解している。しかし、そのいずれの観点からも、今回の追記は、従来の公正取引委員会の見解とは異なっているように見受けられる。このため、公正取引委員会の見解が従前と変わらないのであれば、このような記載を行うことは適切ではなく、一方で、従来と見解を異にするのであれば、「電気通信事業分野」という特定分野を対象とした指針において、そのような見解を示すことは適切ではないと考える。</li> <li>まず、バンドル・ディスカウントとの関係については、例えば、公正取引委員会の競争政策研究センターによる「バンドル・ディスカウントに関する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>注51の追記部分の趣旨は、番号2の御意見に対する考え方に記載のとおり、従来の公正取引委員会の見解と異なるものではありませんが、御意見を踏まえ、当該趣旨を明確化するため、注51のなお書きを以下のとおり修正します。</li> <li>「なお、電気通信役務と他の商品・サービスそれぞれについて判断する場合に、電気通信事業者が、電気通信役務の提供による収入で、端末設備、電気、ガス等の他の商品・サービスの供給に要する費用を補填しているときには、当該補填分を除いて当該費用を算定する。」</li> </ul>	有

番号	意見の概要	考え方	修正の有無
	<p>独占禁止法上の論点」(以下「検討会報告書」という。)において、割引総額帰属テストにはセーフハーバー的な意味は持たせられるものの、違法性を推定させる機能は限定的であるとされている。</p> <p>しかし、今回の追記は、「市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者」が、電気通信役務とその他の商品・サービスをセット提供する場合に、独占禁止法上の違法性の判断について、いわゆる「割引総額帰属テスト」を用いることが原則である旨の考え方を示しているように読める。追記されたなお書きにおいて、「電気通信事業者が、電気通信役務の提供による収入で、端末設備、電気、ガス等の他の商品・サービスの供給に要する費用を補填しているときには、当該補填分を除いて当該費用を算定する」と記載しており、電気通信役務の提供による収入によるその他のサービスの費用の補填を認める余地を残さない記載となっているからである。しかし、このような「割引総額帰属テスト」による判断を一般化する記載は、過度に違法の疑いがあるとする行為を広く記載することとなり、誤解を招くおそれがあるため、適切ではない。</p> <p>また、検討会報告書では、そもそも行為者の地位等によって市場支配的な地位があると認められない場合には、割引総額帰属テストを満たす場合であっても、バンドル・ディスカウントの問題を生じるものではないとの考えを前提としているものと見受けられる。これに対して、今回の追記では、「市場において相対的に高いシェアを有する」というだけで、割引総額帰属テストによって違法性が推測できるかのような記載をしており、この点においても適切ではない。</p> <p>次に、不当廉売との関係でも、本記載は、セット販売における構成要素に電気通信役務が含まれる場合には、当然に、不当廉売におけるいわゆる価格・費用基準を、電気通信役務とその他のセット構成商品・役務とで分けてそれぞれ別に判断するかのようにも認識される記載となっている。</p> <p>しかし、例えば、公正取引委員会の令和5年2月24日付け「携帯電話端末の廉価販売に関する緊急実態調査」では、セット販売の一部である端末について別個にコスト割れを判断することがセット販売時の不当廉売の適用における原則的な運用であるとはしていない(むしろ、そうではなく、当該事案では特別の事情があったことを理由にそのような特別な取扱いをしたこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本改定案において追記した&lt;想定例&gt;は、「携帯電話端末の廉価販売に関する緊急実態調査」の結果を踏まえ、具体的に想定される行為を取り上げたものです。</li> </ul>	

番号	意見の概要	考え方	修正の有無
	<p>が示されているものと読める。)</p> <p>また、そもそも、セット取引における価格の内訳は、どのように割り振るかはもちろん、そもそも内訳を設定して表示するかどうか自体も、業規制などがなければ本来は事業者側において自由に判断し得るべきものである。このため、内訳を示すかどうかやその配分が変わるだけでは経済的評価は通常変わらず、需要者に対する見せ方が異なるに過ぎないと思われ、内訳の設定によって不当廉売かどうかという競争に与える影響の評価が異なることとなるような評価方法は、適切ではない。</p> <p>このため、仮にこのような記載をされるのであれば、バンドル・ディスカウントの検討における割引総額帰属テストのセーフハーバーとしての位置づけや、セット販売時の不当廉売の適用についての原則的な取扱いを明確にして行うべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>その後に追記された想定例についても、同様の観点から、適切な追記ではないため、削除すべきと考える。</li> </ul> <p style="text-align: right;">【弁護士】</p>		
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>電気通信役務とセットで提供される端末、電気、ガス等の他の商品・サービスの調達価格を算定する際、回線収入による補填額は除かれることをなお書きとして追加する本改定案に賛同する。</li> </ul> <p>なお、当該なお書きにおいては明記されていないものの、携帯電話サービスとセットで提供されるFTTHサービスの調達価格を算定する際には、携帯電話サービスによる補填額は除かれるものと認識している。</p> <p style="text-align: right;">【事業者】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>賛同の御意見として承ります。</li> </ul> <p>御意見中のなお書きについての考え方は、注5 1の記載と同様です。</p>	無
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>販売代理店は本指針の対象ではないため、販売代理店が電気通信役務に関する契約の締結の媒介等の業務を行うことにより得た収入を端末設備、電気、ガス等の他の商品・サービスの供給に要する費用を補填している場合における独占禁止法上の考え方については、本指針によらず、個別に判断されると理解してよいか。</li> <li>「当該補填分を除いて」と規定されているが、「当該補填により補填された金額を費用から差し引くことなく、当該費用を算定する」という意味なのか、「当該補填により補填された金額を費用から差し引いて、当該費用を算定する」という意味なのか不明であり、明瞭に規定すべきである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>個別の事例が独占禁止法の規定に違反することとなるか否かについては、独占禁止法の規定に照らして、個別の事案ごとに判断されることとなります。</li> <li>「当該補填分を除いて当該費用を算定する」との記載の趣旨は、番号2の御意見に対する考え方のおりであり、十分に明確な内容になっていると考えます。</li> <li>端末設備、電気、ガス等の他の商品・サービスの提供による収入で、電気通信役務の供給に要する費用を補填している場合の考え方は、注5 1の記載と同様です</li> </ul>	無

番号	意見の概要	考え方	修正の有無
	<ul style="list-style-type: none"> <li>新設する具体例との関係では、「端末設備、電気、ガス等の他の商品・サービス」の収入から電気通信役務の提供に要する費用を補填している場合についても合わせて明示すべきではないか。</li> </ul> <p style="text-align: right;">【無記名】</p>	<p>が、本改定案において追記した独占禁止法上問題となる行為は、「携帯電話端末の廉価販売に関する緊急実態調査」の結果を踏まえ、具体的に想定される行為を取り上げたものです。</p>	

本改定案Ⅱ第5の3（1）イ（イ）について

番号	意見の概要	考え方	修正の有無
6	<ul style="list-style-type: none"> <li>「取引上の地位が端末設備の販売業者に優越している移動体電気通信事業者が、端末設備の販売業者に対して、販売により得られる収益が販売に要する費用を下回ることになるにもかかわらず、営業担当者等を通じて端末設備の大幅な値引き販売の実施を指示するなどして、その実施を余儀なくさせること」を独占禁止法上問題となる行為の想定例として追加する本改定案に賛同する。</li> </ul> <p>なお、ここでいう「販売」とは販売業者の行為であって、移動体電気通信事業者の行為を指すものではないものと認識している。</p> <p style="text-align: right;">【事業者】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>賛同の御意見として承ります。</li> </ul> <p>なお書きについては、御認識のとおりです。</p>	無

本改定案Ⅱ第5の3（1）イ（ウ）について

番号	意見の概要	考え方	修正の有無
7	<ul style="list-style-type: none"> <li>「移動体電気通信事業者が、端末設備の販売業者による独占禁止法上問題となる行為（不当廉売）を惹起することとなる目標水準を設定することは、同法違反行為の未然防止の観点から、競争政策上望ましくない」とする本改定案に賛同する。</li> </ul> <p>「携帯電話端末の廉価販売に関する緊急実態調査」において、一部のMNOはMNP獲得指標を重視した評価指標を設定していたことが示され、また、一部の販売代理店からは、極端な廉価販売が行われた背景について、「MNP評価指標の目標値を達成するため」とする回答があったとされている。</p> <p>MNP獲得指標を中心とした過度な代理店の評価指標の設定は、その達成の</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>賛同の御意見として承ります。</li> </ul>	無

番号	意見の概要	考え方	修正の有無
	<p>みを目的とした営業活動を助長し、不当廉売を含む不適切な販売を引き起こす可能性があると考え。また、MNP獲得を重視した指標が設定されることにより、端末の安値入手を目的としたMNP転出が助長されているとも考える。</p> <p>このような事態を防ぐため、また、独占禁止法違反行為の未然防止の観点から、MNP獲得指標を中心とする過度な代理店の評価指標を設定している事業者には改善を求めるべきである。</p> <p style="text-align: right;">【事業者】</p>		
8	<ul style="list-style-type: none"> <li>本項は端末設備の販売業者に対して設定する目標水準について述べているものであるから、端末設備の販売を行わない販売代理店に対して設定する目標水準については、本項によらず、個別に判断されると理解してよいか。</li> <li>本指針における「独占禁止法上問題となる行為」については、他の項目においては、「独占禁止法上問題となる」、「独占禁止法上問題となる場合がある」と表現されているが、本項については「競争政策上望ましくない」と結ばれている。これは、他の項目とは意味合いが異なると考えてよいか。そうであれば、本項の標題は「独占禁止法上問題となる行為等」とすべきであり、他の項目と意味合いが同じであれば「独占禁止法上問題となる（場合がある）」とすべきである。</li> </ul> <p style="text-align: right;">【無記名】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>個別の事例が独占禁止法の規定に違反することとなるか否かについては、独占禁止法の規定に照らして、個別の事案ごとに判断されることとなります。</li> <li>本改定案Ⅱ第5の3（1）イ（ウ）は、「独占禁止法上問題となる」と区別して、「同法違反行為の未然防止の観点から、競争政策上望ましくない」と記載しています。</li> </ul> <p>また、本改定案Ⅱ第5の3（1）イ（ウ）は「競争政策上望ましくない」と結ばれており、「独占禁止法上問題となる」行為との区別が容易に可能であると考えられるため、標題の記載は原案どおりとします。</p>	無

本改定案Ⅲ 2（7）イについて

番号	意見の概要	考え方	修正の有無
9	<ul style="list-style-type: none"> <li>「携帯電話サービスの提供を受けようとする」者は携帯電話サービスの提供を受けておらず、電気通信役務の「利用者」ではないのではないかと。</li> </ul> <p style="text-align: right;">【無記名】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本指針における「利用者」は、電気通信事業者との間に電気通信役務の提供を受ける契約を締結する者（電気通信役務の提供を受けようとする者を含む。）という意味で用いています。</li> </ul>	無

※ このほか、本改定案とは関係のない意見が2件あった。